別記第１号様式（第４関係）

**納　税　対　応　状　況　申　出　書**

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　年 月 日

 　　北海道知事 様

（　　　総合振興局長（振興局長））

　　　　　　　　　　　　　　　　補助事業者（団体等名及び代表者氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　事業実施主体（団体等名及び代表者氏名）

|  |  |
| --- | --- |
| 納税対応（予定） | 該当項目 |
|  １ 免税事業者 |  |
|  ２ 簡易課税制度適用者 |  |
|  ３ 一般事業者 |  |
|  | （１）課税売上高が５億円以下かつ課税売上割合が　　９５％以上 |  |
| （２）課税売上高が５億円超又は課税売上割合が　　９５％未満 |  |
|  |  ア 一括比例配分方式 |  |
|  イ 個別対応方式 |  |
|  | （ア）課税売上対応 |  |
| （イ）共通売上対応 |  |
| （ウ）非課税売上対応 |  |
|  ４ 公共法人等で特定収入割合５％を | 超える |  |
| 以　下 |  |

 　 注１ この様式は、補助金等交付申請書提出の際に提出すること。ただし、申請時に３及び４に○印を付け　　　　た者については、該当の有無について明らかになった時点で再度提出（３のうち(２)のイの(ウ)以外の　　　　者を除く。）すること。

　　　２ １又は２に該当する者は、３及び４の記載は不要。

 ３ １又は２に該当する以外の者が４の「特定収入割合５％以下」の場合は、３の該当事項にも記載する

　　　　こと。

 ４ 補助事業者が事業実施主体の場合にあっては、「事業実施主体（団体等名及び代表者氏名）」の記　　　　載は不要。

 ５ 補助事業者と事業実施主体が異なる場合（間接補助金の場合）にあっては、各事業実施主体ごとに作　　　　成すること。この場合、「補助事業者(団体等名及び代表者氏名）」欄は補助事業者名のみを記載する

　　　　こと。

別記第２号様式（第６－１関係）

（記号）第　　 号指令

（補助事業者）

 　　年　 月　　日に申請のあった大豆供給円滑化推進事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業の成果を成し遂げたときは、金　　　　　　円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

 　　　年 　月　 日

北海道知事　　　　印

（総合振興局長（振興局長））

１　この補助金の交付の対象となる補助対象経費、補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助金の額 | 完了期限 |
| 事業の内容 | 金額 |
|  | 円 | 円 | 年 月 日 |
| 合　　　　　　　　　　　　　計 |  |  |  |

２　補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければなりません。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができます。

３　補助事業者は、前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、大豆供給円滑化推進事業補助金交付事務取扱要領（令和６年　月　日付け農産第　　号北海道農政部長通知。以下「事務取扱要領」という。）別記第　号様式により農林水産省の機関から指名停止の措置等を受けていない旨の申立書の提出を求めるものとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはなりません。

４　次に該当する補助事業の内容を変更するときは、知事又は総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。

（１）事業実施主体の変更

（２）事業の追加、中止又は廃止

（３）事業費の30パーセントを超える増又は補助金の増

（４）事業費又は補助金の30パーセントを超える減

５　補助事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、知事又は総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。

６　補助事業が期限までに完了しないとき又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事又は総合振興局長（振興局長）に報告し、その指示を受けなければなりません。

７　補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事又は総合振興局長（振興局長）に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。

８　この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。

９　前項の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じます。

10　この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することがあります。

11　補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の４月５日のうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を知事又は総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。会計年度が終了した場合も、同様とします。

12　この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助対象事業の成果が適合しないときは、当該事業につき、これを適合させるための措置をとるべきことを命じます。

13　額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に変わる収入があったことにより補助金事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、当該経費を減額して作成した補助事業等実績報告書を知事又は総合振興局長等に提出しなければなりません。

14　補助事業に関する帳簿及び書類又は証拠物を備え、この補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から５年間保存しなければなりません。

15　次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。

（１）この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。

（２）虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。

（３）補助事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者及び事業実施主体に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。

（４）前各号に掲げる場合のほか、補助事業の執行に関し、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付けた条件その他法令若しくはこれに基づく知事又は総合振興局長（振興局長）の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき

16　補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。

17　補助金の返還を命ぜられ、当該補助金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。

18　第７項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。

19　補助事業者は、補助事業の執行に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）等の法令、大豆供給円滑化推進事業補助金交付等要綱（令和５年12月１日付け５農産第2847号農林水産事務次官依命通知）、大豆供給円滑化推進事業実施要領（令和５年12月１日付け５農産第3263号農林水産省農産局長通知）、事務取扱要領の定め及び北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）並びにこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。

20　補助事業者は、この補助金を間接補助金として、事業実施主体に補助する場合には、補助事業者における補助金の交付の決定に当たり、この指令条件と同一の条件を付けなければなりません。ただし、補助対象事業の完了期限及び実績報告書の提出期限は、適宜変更して差し支えないものとします。

なお、この場合において、「総合振興局長（振興局長）」とあるのは「補助事業者」と読み替えるものとします。

21　補助事業者は、補助金等の概算払を受けたときは、遅滞なく間接補助金等の支払をしなければなりません。

（　　　部　　　課　　　係）

注１　申請内容に修正を加えて承認しようとするときは、指令文中「申請内容のとおり承認し」とあるのは「申請内容のうち次の事項を修正した上で承認し」と書き換え、修正した事項を追記すること。

２　納税対応状況申出書を提出した補助事業者が消費税等仕入控除税額を減じずに補助金の交付申請を行った場合には、次の事項を追加すること。

（１）補助事業者は、北海道補助金等交付規則則第14条の実績報告（以下「実績報告」という。）を行うに当たって、各事業実施主体等における消費税等仕入控除税額が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。

（２）補助事業者は、実績報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により事業実施主体等及び助成対象者における消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第４号様式によりその金額（実績報告において、（１）により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事又は総合振興局長等に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。

また、当該補助金について、消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又は消費税等仕入控除税額がない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定があった日の翌年の５月31日までに、同様式により知事又は総合振興局長等に報告しなければなりません。

別記第３号様式（第６－２関係）

（記号）第　　　　　号

年　　月　　日

　（補助事業者）　様

北海道知事　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　総合振興局長（振興局長）

　　　補助金の不交付の決定について（通知）

　　　年　　月　　日申請の大豆供給円滑化推進事業に係る補助金については、次の理由により交付しないことと決定したので通知します。

記

　補助金を交付しない理由

（　　　部　　　課　 係）

別記第４号様式（第６－３関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （記号）第　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　年 　　　月　　 日

　北海道知事　　様

 （総合振興局長（振興局長）)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　補助事業者名

○○年度大豆供給円滑化推進事業消費税等仕入控除税額等報告書

　　　年　　月　　日付け（記号）第　号指令で補助金の交付決定を受けた大豆供給円滑化推進事業について、大豆供給円滑化推進事業補助金交付事務取扱要領（令和６年　月　日付け農産第　　号北海道農政部長通知）第６の３の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

１　補助金の確定額　　　　　　　　　　　　　　　　 　　金　　　　　　　円

２　補助金の確定時に減額した消費税等仕入控除税額　　　 金　　　　　　　円

３　消費税及び地方消費税の申告により確定した補助金に係る消費税等仕入控除税額

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　金　　　　　　　円

４　要補助金返還相当額（３－２）　　　　　　 　　　　　　金　　　　　　　円

　（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

　　なお、事業実施主体等が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を

　　　添付すること。

　・　消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）

　　　・　付表２「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

　・　記の３の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確

　　　　認できる資料を併せて提出すること）

　　　・　事業実施主体等が消費税法（昭和63年法律第108号。以下同じ。）第60条第４

項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる

資料

５　当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

　※　消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期　　を記載

　　申告予定時期　　　　年　月

６　当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

　（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

　　なお、事業実施主体等が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を

　　　添付すること。

　・　免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業

　　　　者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損

　　　　益計算書等、売上高を確認できる資料

　　　・　簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消

　　　　費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）

　・　事業実施主体等が消費税法第60条第４項に定める法人等である場合は、同項

　　　　に規定する特定収入の割合を確認できる資料

注１　この報告書には、３の金額の内訳を記載した書面（別紙「補助金に係る消費税等仕入控除税額の内訳」）を添付すること。

　　２　間接補助事業の場合にあっては、集計表（各事業実施主体ごとの１から４までの事項を記載した書面）を添付すること。

別紙

**補助金に係る消費税等仕入控除税額の内訳**

補助事業者名

事業実施主体名

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  課税売上割合95％以上 |  |  |  個別対応方式 |  |  |  一括比例配分方式 |  |  課税売上割合 |  　　　％ |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 補助対象経　　費　　　① | ①の内訳 | ②のうち消費税等相 当 額　　　③ | ③の内訳 | 仕入控除税　　額　　　⑥ | 補助率　　⑧ | 補助金に係る消費税等仕入控除税額⑦×⑧ |
| 課税対象　　　② | 非課税 | 課税売上対応　④ | 共通売上対応　⑤ | 非課税売上対応 |
|  | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | ％ | 円 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |  |  | ⑦ |  |  |

注１　「③の内訳」欄については、課税売上割合が95％未満の事業者で個別対応方式を採用している場合のみ記載すること。

　２　「仕入控除税額」欄の算出は、次のとおりとする。

　　(1) 課税売上割合が95％以上の事業者の場合・・・③＝⑥

　　(2) 課税売上割合が95％未満の事業者で個別対応方式を採用している場合・・・④＋［⑤×（課税売上割合）］

　　(3) 課税売上割合が95％未満の事業者で一括比例配分方式を採用している場合・・・③×（課税売上割合）

別記第５号様式（第６－５関係）

（記号）第　　　　　号

年　　月　　日

　（補助事業者）　様

北海道知事　　印

　　　　　　　　　　　　　　　 総合振興局長（振興局長）

　　　補助金の交付の決定について（通知）

　　　年　　月　　日申請の大豆供給円滑化推進事業に係る補助金の交付について、別紙指令書のとおり決定したので通知します。

　なお、次の事項に留意の上、事業を適切に遂行してください。

記

　この補助金は、申請により概算払をしますので、概算払が必要な場合は、補助金等概算払申請書を提出してください。

（　　　部　　　課　 係）

注　概算払以外に通知する事項がある場合には、記以下に適宜通知事項を記載するこ　と。

別記第６号様式（第８－２関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

 （記号）第 　　　号

年 　月 　日

 事業実施主体　様

 　　　 所在地

 商号名又は名称　　　　　　　　　　　　 代表者の役職及び氏名

 当社は、貴殿発注の○○契約の競争参加にあたって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

注１　〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

　　２　この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。なお、国土交通省北海道開発局を含む。

　　３　「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りではない。

別記第７－１号様式（第９－２関係）

（記号）第　　　号指令

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（補助事業者）

　　　年　　月　　日申請の大豆供給円滑化推進事業に係る事業の変更については、これを承認します。ただし、次の事項を承知してください。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 北海道知事　印

 (　　総合振興局長（振興局長）)

　この承認の内容は、　　年　　月　　日付け補助事業等変更承認申請書記載のとおりです。

（　　　部　　　課　 係）

注１　この様式は、補助金の総額に変更を来さない変更の場合に使用すること。

　２　この変更承認に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更指令の条件として、 その変更の内容を記載すること。

別記第７－２号様式（第９－２関係）

（記号）第　　　号指令

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（補助事業者）

　　年　　月　　日申請の大豆供給円滑化推進事業に係る事業の変更を承認し、　　　　年　　月　　日付け（記号）第　　　号指令の補助金「金　　円」を「金　　円」に変更します。ただし、次の事項を承知してください。

　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 北海道知事　印

 (　　総合振興局長（振興局長）)

１　この承認の内容は、　　年　　月　　日付け補助事業等変更承認申請書記載のとおりです。

２　変更後の補助金の交付の対象となる補助対象経費、補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 変　　更　　前 | 変　　更　　後 |
| 補助対象経費 | 補助金の額　　　 | 完了期限 | 補助対象経費 | 補助金の額　　　 | 完了期限 |
| 事業の内容 | 金　額 | 事業の内容 | 金　額 |
|  | 円 | 円 | 年月日 |  | 円 | 円 | 年月日 |

（　　　部　　　課　 係）

注１　この様式は、補助金等の総額に変更を来す変更の場合に使用すること。

　２　この変更承認に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更指令の条件として、　　その変更の内容を記載すること。

　３　第２項中区分、補助対象経費、補助金の額及び完了期限は、必ず記載するものとし、必要に応じ、交付の決定の内容及び変更の内容を記載すること。

　４　表の記載欄が不足する場合には、文中「次のとおり」を「別紙のとおり」に改め、別紙にて処理すること。

別記第８号様式（第10－２関係）

（記号）第　　　号指令

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（補助事業者）

　　　年　　月　　日申請に係る大豆供給円滑化推進事業の中止（廃止）については、承認します〔次の理由により承認しません〕。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　北海道知事　印

 (　　総合振興局長（振興局長）)

（　　　部　　　課　 係）

注１　中止又は廃止を承認する場合は、〔〕書きの箇所を削除すること。

　２　中止又は廃止を承認しない場合は、「承認します」の箇所を〔〕書きによるこ　　ととし、記として不承認の理由を記載すること。

別記第９号様式（第11－１及び第14関係）

**事　業　遂　行　状　況　報　告　書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　北海道知事　　様

 (　　総合振興局長（振興局長）)

補助事業者名

　　年　　月　　日付け（記号）第　　　号指令で補助金の交付の決定を受けた大豆供給円滑化推進事業に係る遂行状況について、次のとおり報告します。

記

１　事業実施主体名

２　事業完了予定　　　　年　　月　　日

３　実施状況

　　年　　月　　日現在

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業の内容 | 実　施　計　画 | でき高 | 進捗率Ｂ／Ａ | 支出済額 | 備　　考 |
| 事業量 | 事業費Ａ | 事業量 | 事業費Ｂ |
|  |  | 円 |  | 円 | ％ | 円 |  |

注　補助事業等執行遅延（不能）報告書に添付する場合には、標題及び記以下の事項以外の部分を削除して使用すること。

別記第10号様式（第11－１関係）

**繰　越　等　実　施　計　画　書**

１　繰越後の事業完了予定　　　　年　　月　　日

２　実施計画

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業の内容 | 計　　　　　画 | 年度内実施予定 | 翌年度実施予定 | 年度内概算予定補助金 | 備考 |
| 事業量 | 事業費Ａ | 補助金 | 事業量 | 事業費Ｂ | Ｂ／Ａ | 補助金 | 事業量 | 事業費Ｃ | Ｃ／Ａ | 補助金 | 予定期間 |
|  |  | 円 | 円 |  | 円 |  | 円 |  | 円 |  | 円 | 年 月～年 月年 月～年 月年 月～年 月 | 円 | 年度内概算予定補助金算出根拠 |
| 計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

注　「予定期間」欄は、事業内容ごとの予定期間を記載すること。

別記第11号様式（第11－２関係）

（記号）第　　　号指令

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（補助事業者）

　　　年　　月　　日提出のあった補助事業等執行遅延報告書に基づき、大豆供給円滑化推進事業の執行を次のとおり指示します。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　北海道知事　印

 (　　総合振興局長（振興局長）)

１　事業完了期限を　　年　　月　　日とします。

２　補助対象事業を完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに補助事業等実績報告書を知事（総合振興局長（振興局長））に提出しなければなりません。会計年度が終了したときも、また同様とします。

（　　　部　　　課　 係）

別記第12－１号様式（第12－１、第15－４及び第21－２関係）

（記号）第　　　号達

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（補助事業者）

　　　年　　月　　日付け（記号）第　　　号指令による大豆供給円滑化推進事業に係る補助金の交付の決定を、次のとおり取り消します。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　 　　　　　 　　　　北海道知事　印

 (　　総合振興局長（振興局長）)

１　取消しの内容

２　取消しの理由

（　　　部　　　課　 係）

注　この様式は、交付決定の全部の取消しに伴う返還金のない場合に使用すること。

別記第12－２号様式（第12－１、第15－４及び第21－２関係）

（記号）第　　　号達

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（補助事業者）

　　　年　　月　　日付け（記号）第　　　号指令による大豆供給円滑化推進事業に係る補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金「金　　　　　　円」の返還を命じます。ただし、次の事項を承知してください。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　北海道知事　印

 (　　総合振興局長（振興局長）)

１　取消しの内容

２　取消しの理由

３　返還すべき補助金は、別に知事(総合振興局等の長)が発行する納入通知書に　より納付すること。

４　返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から　納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合における　その後の期間については、その納付額を控除した額）につき年10.95 パーセン　トの割合で計算した違約延滞金を道に納付すること。

（　　　部　　　課　 係）

注１　この様式は、交付決定の全部の取消しに伴う返還金のある場合に使用すること。

２　この命令書と当該還付金に係る納入通知書は、同時に送付すること。ただし、納付すべき期限を猶予した場合は、この限りでない。

別記第12－３号様式（第12－１、第15－４及び第21－２関係）

（記号）第　　　号達

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（補助事業者）

　　年　　月　　日付け（記号）第　　　号指令の大豆供給円滑化推進事業に係る補助金の一部を次のとおり取り消すとともに、補助金「金　　　　円」を「金　　　　円」に変更します。ただし、次の事項を承知してください。

　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　 　　　　　 　　北海道知事　印

 (　　総合振興局長（振興局長）)

１　取消しの内容

２　取消しの理由

３　変更後の補助金の交付の対象となる補助対象経費、補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 変　　更　　前 | 変　　更　　後 |
| 補助対象経費 | 補助金の額　　　 | 完了期限 | 補助対象経費 | 補助金の額　　　 | 完了期限 |
| 事業の内容 | 金　額 | 事業の内容 | 金　額 |
|  | 円 | 円 | 年月日 |  | 円 | 円 | 年月日 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　部　　　課　 係）

注１　この様式は、交付決定の一部の取消しに伴う返還金のない場合に使用すること。

　２　変更に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更の条件としてその内容を記載すること。

　３　「取消しの内容」欄は、その取消しの対象となった部分が明らかになるよう詳細に記載すること。

 ４　第３項中補助対象経費、事業の内容、補助金の額及び完了期限は、必ず記載するものとし、必要に応じ、交付の決定の内容及び変更の内容を記載すること。

 ５　表の記載欄が不足する場合には、文中「次のとおり」を「別紙のとおり」に改め、別紙にて処理すること。

別記第12－４号様式（第12－１、第15－４及び第21－２関係）

（記号）第　　　号達

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（補助事業者）

　　　年　　月　　日付け（記号）第　　　号指令の大豆供給円滑化推進事業に係る補助金の一部を次のとおり取り消し、当該取消し部分に関し既に交付した補助金　金　　　　　円の返還を命じるとともに、補助金「金　　　　　円」を「金　　　　　円」に変更します。ただし、次の事項を承知してください。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　北海道知事　印

 (　　総合振興局長（振興局長）)

１　取消しの内容

２　取消しの理由

３　返還すべき補助金は、別に知事（総合振興局長（振興局長））が発行する納入通知書により納付すること。

４　返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付すること。

５　変更後の補助金の交付の対象となる補助対象経費、補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 変　　更　　前 | 変　　更　　後 |
| 補助対象経費 | 補助金の額　　　 | 完了期限 | 補助対象経費 | 補助金の額　　　 | 完了期限 |
| 事業の内容 | 金　額 | 事業の内容 | 金　額 |
|  | 円 | 円 | 年月日 |  | 円 | 円 | 年月日 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　部　　　課　　係）

注１　この様式は、交付決定の一部の取消しに伴う返還金のある場合（ただし、額の確定後は除く。）に使用すること。

　２　変更に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更の条件としてその内容を記載すること。

　３　「取消しの内容」欄は、その取消しの対象となった部分が明らかになるよう詳細に記載すること。

　４　第５項中補助対象経費、事業の内容、補助金の額及び完了期限は、必ず記載するものとし、必要に応じ、交付の決定の内容及び変更の内容を記載すること。

　５　表の記載欄が不足する場合には、文中「次のとおり」を「別紙のとおり」に改め、別紙にて処理すること。

　６　この命令書と当該還付金に係る納入通知書は、同時に送付すること。ただし、納付すべき期限を猶予した場合は、この限りでない。

別記第12－５号様式（第12－１関係）

（記号）第　　　号達

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（補助事業者）

　　　年　　月　　日付け（記号）第　　　号指令の大豆供給円滑化推進事業に係る補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件を次のとおり変更します。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 北海道知事　印

 (　　総合振興局長（振興局長）)

１　削除事項

　(1)

　(2)

２　追加事項

　(1)

　(2)

（　　　部　　　課　　係）

注　この様式は、事情変更による交付決定の内容及びこれに付けた条件の変更を行う場合に 使用すること。

別記第12－６号様式（第21－２関係）

（記号）第　　　号達

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（補助事業者）

　　　年　　月　　日付け（記号）第　　　号指令の大豆供給円滑化推進事業に係る補助金の一部を次のとおり取り消し、当該取消し部分に関し既に交付した補助金「金　　　　　円」の返還を命じます。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　北海道知事　印

 (　　総合振興局長（振興局長）)

１　取消しの内容

２　取消しの理由

３　返還すべき補助金は、別に知事(総合振興局長（振興局長）)が発行する納入通知書により納付すること。

４　返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から　納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合における　その後の期間については、納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの　割合で計算した違約延滞金を道に納付すること。

（　　　部　　　課　 係）

注１　この様式は、交付決定の一部の取消しに伴う返還金のある場合で、額の確定後のものに使用すること。

　２　変更に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更の条件としてその内容を記載すること。

　３　「取消しの内容」欄は、その取消しの対象となった部分が明らかになるよう詳細に記載すること。

　４　この命令書と当該還付金に係る納入通知書は、同時に送付すること。ただし、納付すべき期限を猶予した場合は、この限りでない。

別記第13－１号様式（第13－２関係）

（記号）第　　　　　号

年　　月　　日

　（補助事業者）　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 北海道知事　印

 (　　総合振興局長（振興局長）)

大豆供給円滑化推進事業に係る補助金の概算払について（通知）

　　　年　　月　　日申請に基づき、大豆供給円滑化推進事業に係る補助金について、次のとおり概算払をすることと決定したので通知します。

記

１　概算払をする時期　　　　　　　　月頃

２　概算払をする額　　　　金　　　　　円

（　　　部　　　課　 係）

注　概算払をする時期については、月単位で表示すること。ただし、こ　の通知後直ちに支払うものにあっては、おおよその月日を記載しても　差し支えないものであること。

別記第13－２号様式（第13－３関係）

（記号）第　　　　　号

　　年　　月　　日

　（補助事業者）　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 北海道知事　印

 (　　総合振興局長（振興局長）)

大豆供給円滑化推進事業に係る補助金の概算払について（通知）

　　　年　　月　　日申請に基づき、大豆供給円滑化推進事業に係る補助金については、次の理由により概算払をしないことと決定したので通知します。

記

　補助金の概算払をしない理由

（　　　部　　　課　 係）

別記第14－１号様式（第15－１関係）

（記号）第　　　号達

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（補助事業者）

　　　年　　月　　日付け（記号）第　　　号指令の補助金に係る大豆供給円滑化推進事業を当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付けられた条件その他法令の規定に従い、善良な管理者の注意をもって遂行することを命じます。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　北海道知事　印

 (　　総合振興局長（振興局長）)

（　　　部　　　課　 係）

別記第14－２号様式（第15－２関係）

（記号）第　　　号達

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（補助事業者）

　　　年　　月　　日付け（記号）第　　　号指令の補助金に係る大豆供給円滑化推進事業の遂行状況が当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件その他法令の規定に違反しているものと認められるので、当該事業の遂行を停止し、次のとおりその是正措置を講ずることを命じます。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 北海道知事　印

 (　　総合振興局長（振興局長）)

１　講ずべき是正措置は、次のとおりです。

　(1)

　(2)

２　是正措置は、　　年　　月　　日までに完了させること。

３　是正措置が完了したときには、直ちに、その旨を知事（総合振興局長（振興局長）)に報告すること。

４　この命令に違反したときは、当該事業に係る補助金の交付の決定の　全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付さ　れた補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。

（　　　部　　　課　 係）

注　講ずべき是正措置は、できる限り具体的、かつ、詳細に記載すること。

別記第14－３号様式（第15－３関係）

（記号）第　　　号達

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（補助事業者）

　　　年　　月　　日付け（記号）第　　　号達で命じた事業の遂行の停止を解除します。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　北海道知事　印

 (　　総合振興局長（振興局長）)

（　　　部　　　課　 係）

別記第15号様式（第16関係）

**補　助　事　業　遂　行　計　画　書**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業の内容 | 実施計画 | 　　年度でき高 | 翌年度繰越額 | 補助金概算払受領額 | 備考 |
| 事業量 | 事業費 | 補助金 | 事業量 |  | 補助金 | 事業量 | 事業費 | 補助金 |
| 事業費 | 支出済額 | 支出未済額 |
|  |  | 円 | 円 |  | 円 | 円 | 円 | 円 |  | 円 | 円 | 円 | 完了予定年月日年月日 |
| 計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

別記第16－１号様式（第18－１関係）

（記号）第　　　　　号

年　　月　　日

　（補助事業者）　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　北海道知事　印

 (　　総合振興局長（振興局長）)

　　　補助金の額の確定について（通知）

　　　年　　月　　日提出の補助事業等実績報告書を審査（及び実地検査）した結果、大豆供給円滑化推進事業に係る補助金の額を次のとおり確定したので、通知します。

記

　補助金の確定額　　金　　　　　　　円

（　　　部　　　課　　係）

別記第16－２号様式（第18－２関係）

（記号）第　　　号達

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（補助事業者）

　　　年　　月　　日付け（記号）第　　　号で通知した大豆供給円滑化推進事業に係る補助金の額の確定に伴い、当該確定額を超えて交付した補助金「金　　　　　　円」の返還を命じます。ただし、次の事項を承知してください。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　北海道知事 印

 (　　総合振興局長（振興局長）)

１　返還すべき補助金は、別に知事（総合振興局長（振興局長））が発行する返納通知書により納付すること。

２　返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の　翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付　した場合におけるその後の期間については、その納付額を控除した　　額）につき年10.95 パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納　付しなければなりません。

（　　　部　　　課　 係）

注　この命令書と当該返還金に係る返納通知書は、同時に送付すること。ただし、納付すべき 期限を猶予した場合は、この限りでない。

別記第17号様式（第19関係）

補助金交付状況報告書

事 業 名　大豆供給円滑化推進事業

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業認定年度 | 市町村名 | 総　事　業　費（補助対象経費） | 補助金交付決　定　額 | 補助指令年　月　日 | 補助金の支　出　額 | 補助金支出年　月　日 | 実績報告年　月　日 | 補助金の額の確定額 | 確　定年月日 |
|  |  | 円上段　計画下段 実績 | 円変更 | 変更 | 円概算概算精算計 |  |  | 円 |  |
|  |  | 上段　計画下段 実績 | 変更 | 変更 | 概算概算精算計 |  |  |  |  |
|  |  | 上段　計画下段 実績 | 変更 | 変更 | 概算概算精算計 |  |  |  |  |